

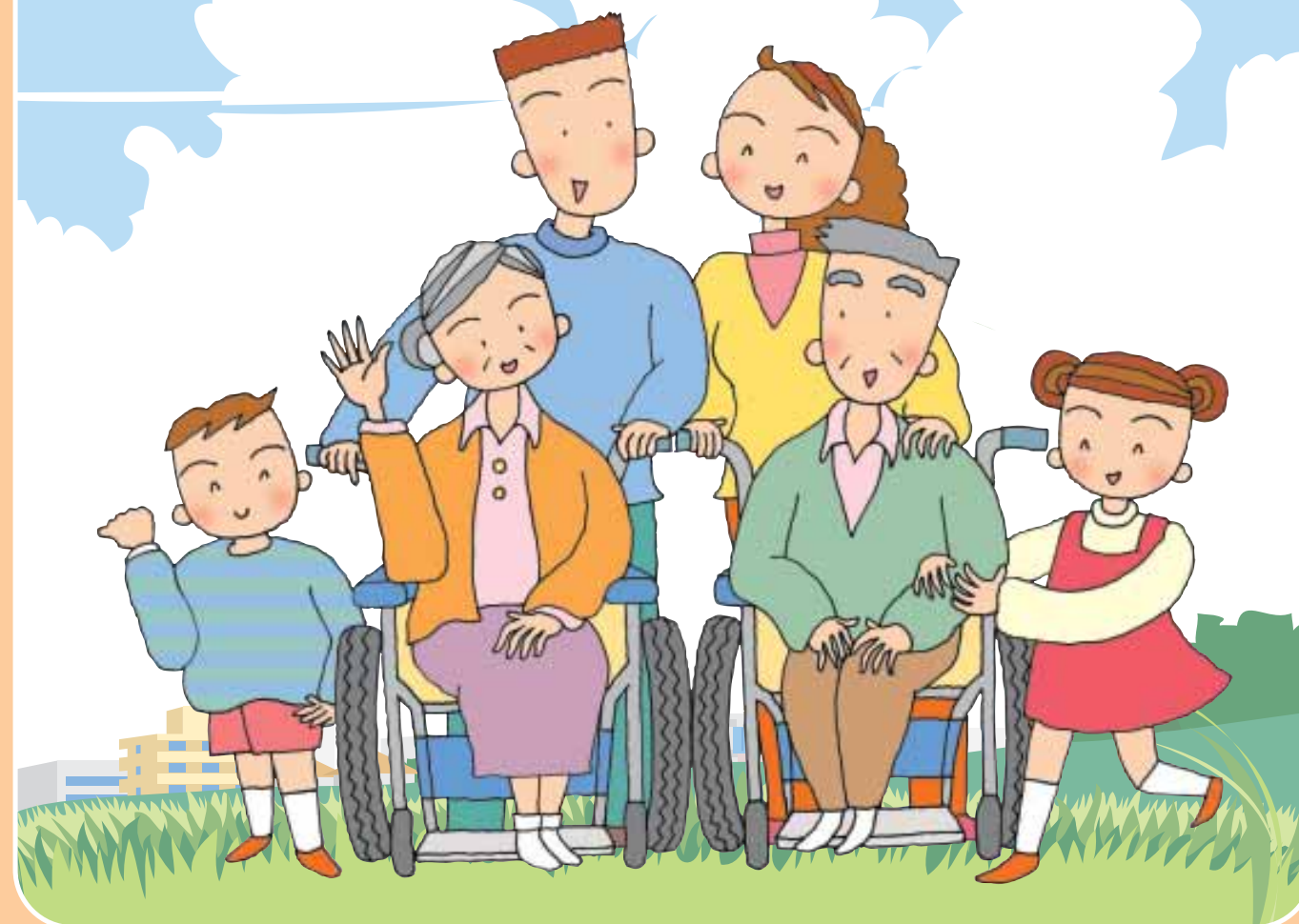


..... お問い合わせは

愛媛県保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課
TEL(089)941-2111(代表)

介護保険 ガイドブック

平成18年4月
改訂版



愛媛県



平成12年度に介護保険が始まって以来、利用者は年々増え続け、私たちにとってずっと身近なものになってきました。今回、介護保険を将来にわたり安定した制度として維持していくための見直しが行われ、平成18年度から新しい枠組みで再スタートすることになりました。介護保険の保険者である市町は、誰もが老後を安心して暮らせる社会を築いていくために、「介護保険事業計画」を見直し、平成18年度から新しい計画のもとで制度を運営していきます。きちんと理解して、みんなで上手に活用していきましょう。

もくじ

CONTENTS

介護保険制度見直しの主なポイント	-----	1
介護保険制度の仕組み	-----	2
介護サービスの利用方法	-----	4
サービスの種類	-----	8
要支援1・2の方が利用できるサービス	-----	9
要介護1～5の方が利用できるサービス	-----	14
サービス利用者の費用負担	-----	20
所得の低い人等に対する支援	-----	20
施設サービスの標準的な利用者負担額	-----	22
要介護(要支援)認定対象外の方が利用できるサービス	-----	23
地域包括支援センター	-----	24
よりよいサービス利用のために	-----	25
保険料の仕組みと納め方	-----	26
苦情・相談の窓口	-----	28
介護サービスの利用状況	-----	29
在宅介護のことを学ぶには	-----	29

介護保険制度見直しの主なポイント

介護保険制度が始まってから5年が経過し、制度の基本理念である、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本とし、制度の持続可能性を高めるため、全般的に見直しが行われました。

予防重視型システムへの転換(18年4月～)

1

- 新予防給付の創設
要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付が創設されました。(開始時期は市町によって異なります)
- 地域支援事業の創設
要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業が、介護保険制度に新たに位置付けられました。

施設給付の見直し(17年10月～)

2

- 居住費・食費の見直し
介護保険3施設(ショートステイを含む)等の居住費(滞在費)・食費について、保険給付の対象外(利用者負担)となりました。
- 低所得者に対する配慮
低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付が創設されました。

新たなサービス体系の確立(18年4月～)

3

- 地域密着型サービスの創設
身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」が創設されました。
- 地域包括支援センターの創設
地域における介護予防マネジメント、総合的な相談窓口機能、権利擁護、包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」が創設されました。(設置時期は市町によって異なります)

サービスの質の確保(18年4月～)

4

- 介護サービス情報の公表
介護サービス事業者に事業所情報の公表が義務付けられました。
- 事業者規制の見直し
指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等が行われました。
- ケアマネジメントの見直し
ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等が行われました。

負担の在り方・制度運営の見直し(18年4月～)

5

- 第1号保険料の見直し
保険料の設定方法が見直され、低所得者に対する保険料軽減等負担能力をきめ細かく反映した設定となりました。徴収方法が見直され、特別徴収(年金からの天引き)の対象が遺族年金、障害年金へ拡大されました。(18年10月～)
- 市町の保険者機能の強化
県知事の事業者指定にあたり、市町長の関与が強化されました。市町長の事業所への調査権限が強化されました。